

プロジェクトチームX実施要領

1 趣旨

この要領は、市民のやる気を生かしたまちづくりを推進するとともに、市民の提案を聴く仕組みを構築するため、市活性化に向けたアイデアを研究する活動の促進を図る「プロジェクトチームX」について、必要な事項を定めるものです。

2 対象チーム

綾部市の活性化を目的に研究を行うチームであり、次の要件を満たし、市長が適当と認めたものとします。

- ① 3人以上の市民（在勤・在学含む）で組織するチームであること
- ② 営利又は構成員の互助を主たる目的とするチームでないこと
- ③ 特定の政治、宗教等の普及を目的としたチームでないこと
- ④ 暴力団の統制下や暴力団員を構成員に含むチームでないこと

3 エントリー

研究を行おうとする場合には、エントリーシート（別添参考様式）を提出してください。内容を確認し、市長が適当と認めた場合は公認します。

なお、エントリー受付は随時行います。

4 補助金交付

公認されたチームは、必要に応じて補助金の交付が受けられます。補助金については、綾部市団体事業補助金等交付規則に基づき交付します。

（1）補助金の額等

補助金額は、1件当たり100千円（補助率10／10）を上限（千円未満端数切り捨て）とし、予算の範囲内で交付します。

（2）補助金申請

申請受付は随時行います。申請には、以下の書類を提出してください。

【提出書類】

補助金等交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）、
収支予算書（様式第4号）、その他参考となるべき書類

（3）交付決定等

申請内容等について審査し、交付決定の可否について通知します。

なお、交付決定後の事業着手が原則ですが、あらかじめ指令前着手届を提出することにより、交付決定前の着手は可能で、着手日以降の支出についても補助対象となり

ます。ただし、交付決定とならなかった場合は、補助金の交付は受けられませんので、注意してください。

(4) 事業完了報告

事業完了後、以下の書類を提出してください。

【提出書類】

実績報告書(様式第10号)、事業実績書(様式第2号)、収支計算書(様式第4号)

(5) その他

○補助金は事業が完了した後に交付します。ただし、概算交付の必要を認めたときは、交付決定額の8割以内において一括又は分割して補助金の概算交付をすることができます。

〈お問い合わせ〉

企画総務部 企画政策課 企画担当

電話：0773-42-4215（直通）

Mail：kikakuseisaku@city.ayabe.lg.jp